

新型コロナウイルスワクチン接種について

VOL25

令和5年春開始接種(5月8日～8月31日)についてご案内します。接種費用は無料です。

■接種対象者



接種当日に松浦市に住民登録があり、かつ初回接種(1・2回目接種)を完了した次の方

①65歳以上の方 ②5～64歳で基礎疾患のある方※ ③医療従事者・介護従事者等

前回接種から3か月以上間隔をあける必要があります。※基礎疾患については、裏面をご覧ください。

65歳以上の方や基礎疾患のある方、医療従事者等の方には、春開始接種と秋開始接種の1回ずつの接種をお勧めしています。

■使用するワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン(お一人1回)

・ファイザー社(12歳以上)	接種量0.3ml
・モデルナ社(12歳以上)	接種量0.5ml
・ファイザー社(5～11歳)	接種量0.2ml

※使用するワクチンは接種時期、医療機関によって異なります。予約の際にコールセンターまたはウェブサイトにてご確認ください。

■接種スケジュール

5月8日(月)～	・入院している方や高齢者施設等に入所(入居)している方 ・医療従事者、介護従事者等
6月1日(木)～(予定)	・5～64歳で基礎疾患のある方 ・65歳以上の方

■接種券一体型予診票について

ただし、過去に送付した接種券一体型予診票を使用せずにお持ちの方は、発行対象にはなりません。お手元にある接種券一体型予診票をご使用ください。紛失された方は再発行申請をお願いします。

65歳以上の方

前回接種から3か月経過を目安に、予約が込み合うことのないよう時期を分けて送付します。

基礎疾患のある方(5～64歳)、その他重症化リスクが高いと医師が認める方

松浦市役所健康ほけん課窓口、又は電話でお申し込みが必要です。裏面の該当疾患を参考にお申し込みください。

なお、障害者手帳等を所持している方で、初回接種(1・2回目接種)を完了し、前回接種から3か月を経過した方には、事前のお申込みなしに接種券を送付しています。

医療従事者・介護従事者等

市外の医療機関・高齢者施設等の従事者で、接種を希望する方は、健康ほけん課にお申し出ください。

■接種を受けるには予約が必要です

接種券がお手元に届いた方から、順次お電話やウェブサイトでご予約いただけます。

ご予約方法については、接種券に同封していますので、必ずご確認ください。

裏面もご覧ください。

■基礎疾患について

18歳未満の方の場合

①慢性呼吸器疾患 ②慢性心疾患 ③慢性腎疾患 ④神経疾患・神経筋疾患 ⑤血液疾患 ⑥糖尿病・代謝性疾患 ⑦悪性腫瘍
⑧関節リウマチ・膠原病 ⑨内分泌疾患 ⑩消化器疾患・肝疾患等 ⑪先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 ⑫重症化リスクが高いと医師が認める者

18歳以上の方の場合

1 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病(肝硬変等) ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。) ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等) ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

3 重症化リスクが高いと医師が認める者

令和5年5月8日から新型コロナの感染対策は大きく変わります

政府から一律に感染対策を求められることはなくなり、個人や事業主は自主的な感染対策に取り組むこととなります。新型コロナウイルスそのものがなくなるわけではありません。下記を参考に引き続き感染対策をお願いします。

マスクの着用 個人の判断になります。

マスクの着用を推奨

- 受診時や医療機関・高齢者施設等を訪問する時
- 混雑した電車・バスに乗車する時
- 重症化リスクの高い方(高齢者・基礎疾患のある方・妊婦)が感染拡大時に混雑した場所に行く時

三密の回避・人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所、近接した会話を避ける。避けられない場合はマスク着用が有効

手洗い等の手指衛生・換気

基本的感染対策として引き続き有効

入場時の検温・消毒液の設置・アクリル板などパーティションの設置

事業者において実施の要否を判断

新型コロナウイルス感染症の療養について

法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

- 発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見るのが推奨されます。
- 10日間の経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
- 濃厚接触者については、特定されることはなく、外出自粛は求められません。
- ご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかったら、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うよう注意してください。そのうえで、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日目として、7日目までは発症する可能性があります。特に5日間のご自身の体調に注意してください。

ワクチン接種に関する各お問い合わせ先 ※番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意願います。

接種手続等の一般的な問合せ

副反応等の専門的な問合せ

接種券の発行等

松浦市コールセンター

長崎県コロナワクチンコールセンター

松浦市役所健康ほけん課

095-821-4601

電話:0120-764-060 24時間(土日祝含む)

0956-72-1111

月～金曜日 9時～17時

FAX:0800-080-6976(聴覚障害者向け)

月～金曜日 8時30分～17時15分